

改正 平成26年1月7日 訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第4条及び第16条の5の規定に基づく立入検査（以下「査察」という。）を執行するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の次号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定防火対象物 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物をいう。
- (2) 非特定防火対象物 令別表第1に掲げる防火対象物のうち前号に定める特定防火対象物以外のものをいう。
- (3) 製造所等 法第10条に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。
- (4) 査察対象物 前各号に掲げるもの及びその他の防火対象物をいう。
- (5) 本部査察員 査察業務に従事する消防本部の職員をいう。
- (6) 署査察員 査察業務に従事する消防署の職員をいう。
- (7) 査察員 本部査察員及び署査察員をいう。

(査察対象部の区分)

第3条 査察対象物を次のように区分する。

- (1) 1号査察対象物 特定防火対象物で別表第1に掲げるもの
- (2) 2号査察対象物 非特定防火対象物で別表第2に掲げるもの
- (3) 3号査察対象物 製造所等
- (4) 4号査察対象物 前各号に掲げる査察対象物以外のもので別表第3に掲げるもの

(査察の種別)

第4条 査察を次のように区分する。

- (1) 一般査察 消防署長（以下「署長」という。）が年度計画に基づき実施するものをいう。
- (2) 特別査察 消防長又は署長が必要と認めたときに査察対象物を指定して実施するものをいう。

(査察計画)

第5条 署長は、翌年度の一般査察計画を立て、毎年3月15日までに消防庁に報告しなければならない。

2 署長は、前項の一般査察年度計画に基づき、毎月末に翌月の具体的な査察計画を立てなければならない。

3 署長が特別査察を実施するときは、その都度実施計画を立て、実施する日の前日までに消防長に報告しなければならない。

(査察執行回数)

第6条 査察対象物に対する査察執行回数は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 1号査察対象物 1年に1回以上
- (2) 2号査察対象物
  - ア 令第21条第1項の規定による自動火災報知設備の設置義務があるもの 1年に1回以上
  - イ 上記以外のもの 2年に1回以上
- (3) 3号査察対象物
  - ア 法第14条の2第1項の規定による予防規程の制定の義務があるもの 1年に2回以上
  - イ 上記以外のもの 1年に1回以上
- (4) 4号査察対象物 消防長又は署長が必要と認めた回数

(査察の主眼)

第7条 査察は、防火に関する法令の規定に基づき、査察対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について、個別かつ具体的に火災予防上の安全性について検査し、併せて火災時の人命安全確保を主眼として行うものとする。

(査察員の遵守事項)

第8条 査察員は、査察の実施に当たって、法第4条又は第16条の5に定めるもののほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 関係者の立ち会いのもとに行うとともに、必要に応じ、防火管理者又は危険物取扱者も立ち合わせる事。
- (2) 関係者が査察を拒否、妨害又は忌避した場合は、緊急時を除き、査察を強行しないこと。
- (3) 関係者の民事的紛争に関与しないこと。
- (4) 言動を慎み、公正に行うこと。
- (5) 機器の操作は関係者に行わせるほか、誤操作による消火剤の放出及び機器の起動等に伴う事故防止を図ること。
- (6) 感電、転落等の事故防止を図ること。
- (7) 警防活動上について十分に配慮して行うこと。

(査察の結果報告及び処理)

第9条 署査察員が査察を行ったときは、その結果を査察結果報告書・処理伺書(様式第1号)により署長に報告し、その処理について指示を受けるものとする。

2 署長は、前項の規定により報告された査察結果に、火災予防違反処理規程(平成11年大船渡地区消防組合消防本部訓令第2号。以下「違反処理規程」という。)第2条に規定する違反事項(以下「違反事項」という。)がある場合は、査察結果通知書(様式第2号)により、当該査察対象物の関係者に当該違反事項を通知するとともに、是正又は是正計画の報告を指示するものとする。ただし、専用住宅については、違反事項が火災予防上又は人命安全上猶予できないと認めるときに限る。

3 署長は、前項の規定により査察結果通知書で是正又は是正計画の報告を指示したときは、是正・是正計画報告書(様式第3号)により報告を求めるものとする。

- 4 署長は、前項に規定する是正又は是正計画が報告されないとき又は是正計画が適当でないと認めるときは、任意出頭要請書（様式第4号）により、当該査察対象物の関係者に対し、任意の出頭を求め、事情を聴取し、所要の指導を行うものとする。
- 5 署長は、前項に規定する指導を行ってもなお是正又は是正計画が報告されないとき又は是正計画が適当でないと認めるときは、違反処理規程の定めるところにより、速やかに違反処理しなければならない。

（追跡査察）

第10条 署長は、前条第3項に規定する査察対象物の関係者からの是正又は是正計画の報告に基づいて、是正の確認又は促進のため、署査察員に追跡査察を行わせるものとする。

- 2 署査察員は、前項に規定する追跡査察を行ったときは、追跡査察結果報告・処理伺書（様式第5号）により、署長に報告し、その処理について指示を受けるものとする。
- 3 署長は、前項の報告により、是正されていないと認めるとき又は是正が促進されていないと認めるときは、任意出頭要請書により、当該査察対象物の関係者に対し、任意の出頭を求め、事情を聴取し、所要の指導を行うものとする。
- 4 署長は、前項に規定する指導を行ってもなお是正されていないと認めるとき又は是正が促進されていないと認めるときは、違反処理規程の定めるところにより、速やかに違反処理しなければならない。

（巡回査察）

第11条 署長は、火災予防その他必要があると認めるときは、署査察員に防火対象物等の巡回査察を行わせるものとする。

（本部査察員の派遣）

第12条 署長は、署長が指定する特別査察の執行に当たつて必要があるときは、消防長に本部査察員の派遣を要請することができる。

- 2 前項に規定する要請は、査察員派遣要請書（様式第6号）により行うものとする。
- 3 消防長は、前項に規定する要請により、必要があると認めるときは、本部査察員を派遣するものとする。
- 4 消防長は、消防長が指定する特別査察の執行に当たつて必要があるときは、本部査察員を派遣するものとする。
- 5 第3項及び前項に規定する派遣は、査察員派遣通知書（様式第7号）により行うものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定により本部査察員が派遣された特別査察は、署査察員が同行するものとする。

（査察台帳）

第13条 署長は、次の各号に定めるところにより、1・2・4号査察対象物査察台帳（様式第8号）又は3号査察対象物査察台帳（様式第9号）（以下「査察台帳」という。）を作成するとともに、これを整備しておかなければならない。

- (1) 1・2・4号査察対象物査察台帳は、棟ごとに作成すること。
- (2) 3号査察対象物査察台帳は、製造所等ごとに作成すること。

(査察関係資料の編冊)

第14条 署長は、査察台帳及び別表第4に掲げる図書を一括して査察台帳綴（表紙の様式は、様式第10号に定めるところによる。）に編冊しておかなければならない。この場合において、査察対象物が同一敷地内に2以上ある場合で、その管理について権限を有する者が同一の者である場合の査察台帳及び別表第4に掲げる図書は、同一の査察台帳綴に編冊するものとする。

(索引簿)

第15条 署長は、次の各号に定めるところにより、1・2・4号査察対象物索引簿（様式第11号）又は3号査察対象物索引簿（様式第12号）を作成するとともに、これを整備しておかなければならない。

- (1) 1・2・4号査察対象物索引簿の索引は、棟ごとに作成すること。
  - (2) 3号査察対象物索引簿の索引は、製造所等ごとに作成すること。
- 2 署長は、査察台帳綴索引簿（様式第13号）を作成するとともに、これを整備しておかなければならない。

(資料の提出)

第16条 署査察員は、火災予防上必要な資料の提出を求めるときは、関係者に対し、任意の提出を求めるものとする。

- 2 署査察員は、前項に規定する任意の提出により難しい場合は、任意資料提出指導結果報告・処理伺書（様式第14号）により、署長に報告し、指示を受けるものとする。
- 3 署長は、前項の報告により、資料提出命令の必要があると認めるときは、資料提出命令伺書（様式第15号）により消防長の指示を受けるものとする。
- 4 署長は、前項の規定により消防長から資料提出命令の指示があつた場合は、資料提出命令書（様式第16号）により資料の提出を求めるものとする。

(資料の受領及び保管)

第17条 署長は、前条第4項の規定により資料の提出を求めたときは、当該関係者から資料提出書（様式第17号）により資料を提出させるものとする。

- 2 署長は、関係者が前項の規定により提出した資料の所有権を放棄した場合において当該関係者から受領書の交付を求められたときは提出資料受領書（様式第18号）を、当該関係者が所有権を放棄しなかつたときは提出資料保管書（様式第19号）を交付するものとする。
- 3 署長は、前項の規定により提出資料保管書を交付した場合で、当該提出資料保管書の交付に係る資料の保管の必要がなくなったときは、当該提出資料保管書と引換えに当該関係者にこれを返還するとともに、返還資料受領書（様式第20号）を徴しておくものとする。
- 4 署長は、第1項の規定により資料を受領したときは、提出資料処理経過簿（様式第21号）に必要な事項を記載してその経過を明らかにし、紛失又は損傷しないように保管しなければならない。

(報告の徴収)

第18条 署査察員は、火災予防上必要な事項の報告を求めるときは、関係者に対し、任意の報告を求めるものとする。

- 2 署査察員は、前項に規定する任意の報告により難しい場合は、任意報告指導結果報告・処理伺書（様式第22号）により、署長に報告し、指示を受けるものとする。
- 3 署長は、前項の報告により、報告徴収の必要があると認めるときは、報告徴収伺書（様式第23号）により消防長の指示を受けるものとする。
- 4 署長は、前項の規定により消防長から報告徴収の指示があつた場合は、報告徴収書（様式第24号）により報告を求めるものとする。

（関係行政機関との連絡協調）

第19条 消防長又は署長は、査察の実効を図るため、関係行政機関と密接な連絡協調の確保に努めなければならない。

（査察実施状況の報告）

第20条 署長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により、毎月の査察実施状況を翌月の10日までに消防長に報告しなければならない。

- (1) 1号査察対象物の査察実施状況 1号査察対象物査察実施状況集計表（様式第25号）
- (2) 2号査察対象物の査察実施状況 2号査察対象物査察実施状況集計表（様式第26号）
- (3) 3号査察対象物の査察実施状況 3号査察対象物査察実施状況集計表（様式第27号）
- (4) 4号査察対象物の査察実施状況 4号査察対象物査察実施状況集計表（様式第28号）

附 則

この訓令は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成26年1月7日訓令第1号）

この訓令は、平成26年1月7日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1号査察対象物	
1	令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が150平方メートル以上のもの
2	令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が150平方メートル以上のもの
3	令別表第1(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物

別表第2（第3条関係）

2号査察対象物	
1	令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項、(11)項、(12)項、(13)項、(14)項、及び(15)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が150平方メートル以上のもの
2	令別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物のうち、同表(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が150平方メートル以上のもの
3	令別表第1(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物

別表第3（第3条関係）

4号査察対象物	
1	令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物で、延べ面積が150平方メートル未満のもの
2	令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が150平方メートル未満のもの
3	令別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物のうち、同表(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が150平方メートル未満のもの
4	令別表第1(19)項及び(20)項に掲げる防火対象物
5	専用住宅
6	その他の防火対象物

別表第4（第14条関係）

査 察 台 帳 綴 編 冊 図 書	
1 防火管理関係書類	(1) 防火管理者選任（解任）届出書 (2) 消防計画作成（変更）届出書 (3) 共同防火管理協議事項届出書
2 消防用設備等関係書類	(1) 消防用設備等の算定表及び算定基礎資料 (2) 消防用設備計画書及び建築内容書並びに位置、構造及び設備に関する書類（位置図、配置図、面積表、仕上表、平面図、立面図、建具表等） (3) 消防法施行令第32条の適用申請書 (4) 消防用設備等設置届出書及び消防用設備等検査済証 (5) 消防用設備等点検結果報告書
3 製造所等関係書類	(1) 設置又は変更許可申請書（写）並びに位置、構造及び設備に関する書類（位置図、配置図、面積表、仕上表、平面図、立面図、建具表等） (2) 危険物の規制に関する政令第23条の適用申請書（写） (3) 設置（変更）許可証（写） (4) タンク検査済証（写） (5) 完成検査済証（写） (6) 譲渡引渡届出書（写） (7) 種類数量変更届出書（写） (8) 危険物保安監督者選任・解任届出書（写） (9) 予防規定制定変更認可申請書（写） (10) 保安検査申請書（写） (11) 特定給油所承認同意願（写）及び同意書（写）
4 各種届出等関係書類	(1) 消防法第9条の3の規定による届出 (2) 火災予防条例の規定による届出（第44条第13号及び第45号を除く）
5 査察結果報告等関係書類	(1) 査察結果報告・処理伺書 (2) 是正・是正計画報告書 (3) 追跡査察結果報告・処理伺書 (4) 表示制度立入調査チェック表
6 資料提出命令・報告徴収関係書類	(1) 任意資料提出指導結果報告・処理伺書 (2) 資料提出命令伺書 (3) 資料提出書 (4) 返還資料受領書 (5) 任意報告指導結果報告・処理伺書 (6) 報告徴収伺書

6 違反処理関係書類	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 違反処理調査結果報告・処理伺書</li><li>(2) 是正確認調査結果報告・処理伺書</li><li>(3) 命令書（写）及び命令通知書</li><li>(4) 告発通知書</li><li>(5) 代執行通知書</li><li>(6) 受領書</li></ul>
------------	--